

白馬村住宅耐震化緊急促進アクションプログラム【令和3年度版】

1 取組目的

本村は、令和3年4月に白馬村耐震改修促進計画を改定し、令和7年度における住宅の目標耐震化率を92%として、一層の耐震化の推進を図ることとしました。目標の達成に向けて、旧耐震基準で建築された住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらうため、重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、戸別訪問を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行います。

2 緊急耐震重点区域の設定及び対象建築物

長野県が公表している第3次長野県地震被害想定調査報告書において糸魚川―静岡構造線断層帯（全体）を震源とする被害想定では計測震度6強が想定されているため、「白馬村全域」を緊急耐震重点区域として指定します。対象建築物として、白馬村内に存在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅とします。

3 計画期間

耐震化率92%の達成に向けて、令和3年度から令和7年度までの5年間で、耐震化の促進を緊急的に実施する期間とします。ただし、社会経済状況や関連計画の改定、本アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、見直し等を行います。

4 アクションプログラムにおける取組内容

- ①住宅所有者に対し直接的に耐震化を促す取組・令和7年度までに対象となるすべての住宅所有者に対して戸別訪問、又は耐震化普及啓発資料の送付等の方法により耐震化を促進する。重点地区（南部、中部、北部）を設定し、優先的に戸別訪問・集落懇談会を行う。
- ②耐震診断を行った住宅所有者に対して耐震改修を促す取組・耐震診断結果報告時に戸別説明、又は耐震化普及啓発資料配布等により耐震改修を促す・耐震診断後、一定期間を経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、耐震化普及啓発資料の配布、電話連絡等の方法により耐震改修を促す。
- ③改修事業者等への技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組・改修事業者等の技術力向上を図る取組として、年1回以上説明会等を行う・住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となるよう耐震改修事業者リストを作成し公表等を実施する。
- ④耐震化の必要性に係る普及・啓発
 - ・広報、ケーブルテレビ等を通じて耐震化の必要性について周知する。

- ・村民を対象とした耐震改修に係る説明会
- ・セミナー
- ・集落懇談会等又は、イベント時や庁舎において住宅の耐震化を促すブースの展示を行う
- ・耐震改修補助事業に関するパンフレットを配布する

5 関係団体との連携

戸別訪問及びその他の普及啓発活動において、長野県と連携して活動に取組みます。

6 実績の公表

当該年度毎に訪問戸数・診断実績・改修工事費補助実績の件数、及び訪問によって診断や改修工事を行った件数を取りまとめ、本村のホームページにて公表します。